

処分基準（公表用）

様式第 4 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 35 年第 145 号
手続名	違反広告に係る措置命令等	根拠条項	第 72 条の 5
処分基準	<p>第 66 条第 1 項又は第 68 条の規定に違反した者に対して、その行為の中止、その行為が行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該違反行為をした者 二 当該違反行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該違反行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該違反行為をした者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者 <p>2 第 66 条第 1 項又は第 68 条の規定に違反する広告である特定電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 2 条第 1 号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。)による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者(同法第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	薬務課
		交付 機関	薬務課
		目次	33